

（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請添付書類一覧表

申請に当たって

- 1 窓口は岡崎市役所福祉会館5階です。
- 2 申請書類の受付は、完全予約制ですので、必ず事前にご連絡ください。
- 3 申請手数料は現金で即日納付となりますので、忘れずにご持参ください。
納付先は、岡崎市役所指定金融機関出張所(岡崎市役所東庁舎3階)になります。
- 4 郵送での受付は行っておりませんので、窓口にご持参ください。
- 5 申請に必要な部数は2部です。うち1部はコピーで結構です。
- 6 一覧表の下に記載された注1) から注6) までを必ず確認してください。

No.	添 付 書 類	新 規	更 新	変 更
1	事業計画の概要を記載した書類 様式第七号の1 様式第七号の2（許可外中間処理施設を有する場合） 様式第七号の3（許可外最終処分場を有する場合） 様式第七号の4 様式第七号の5			
2	事業の用に供する施設に関する書類 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 当該施設の付近の見取図 法第15条又は法第15条の2の6の許可に係る施設にあっては、許可証の写し 中間処理施設にあっては、所有権を有することを証する書類（売買契約書及び領収書の写しなど） 申請者が所有権を有しない場合は、当該施設の使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書の写しなど） 中間処分を業として行う場合、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書及び付近の見取図 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第15条又は法第15条の2の6の許可を受けた施設である場合を除く。）			
3	事業の用に供する土地に関する書類 当該施設を設置する土地の登記事項証明書（申請者が土地の所有権を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類(土地の賃貸借契約書の写しなど)を含む。） 《注4参照》 当該施設を屋内（建物内）に設置する場合、建物の登記事項証明書（申請者が建物の所有権を有しない場合、使用権原を有することを証する書類(建物の賃貸借契約書の写しなど)を含む。）を含む。 公図（施設、保管場所の位置を記載してください） 施設を設置する土地の隣接地所有者の隣地承諾書（任意書式） 公道等を挟んでいる土地については不要 規制法令の確認状況票（様式あり） 他法令により規制を受ける場合、関係法令の許可書等の写し 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の申請及び実施に関する条例第9条の規定による協議結果通知書等の写し 移動式処理施設の場合は不要			
4	中間処分を業として行う場合、処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法を記載した書類（様式第十一号）			
5	事務所付近の見取図			1

No.	添付書類	新規	更新	変更
6	(特別管理)産業廃棄物の処分に関する講習の修了証の写し 受付時に原本照合を行いますので、 原本 を必ず持参してください。			
7	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第十二号)			
8	金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを有する書類			
9	法人 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 損益計算書中に販売費及び一般管理費、売上原価又は製造原価などが一式計上されている場合、その内訳書			
	直前3年の法人税の納税証明書(その1 納税額等証明用) 《注4参照》			
	直前3年の各事業年度の確定申告書の写し(別表1(1)、別表2及び別表4) 別表2については、直前1年のみ 修正確定申告している場合、修正確定申告書の写し 更正決定通知を受けている場合、当該通知書の写し			
	直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類の写し 勘定科目内訳書のうち、「受取手形」、「売掛金(未収入金)」、「支払手形」、「買掛金(未払金・未払費用)」及び「役員報酬手当等及び人件費」の内訳書			
個人	資産に関する調書(様式第十三号)及びその内容を証明する書類 金融機関が発行する残高証明書(原本)、市町村が発行する固定資産税評価額証明書等(原本)、直前期の所得税青色申告決算書(貸借対照表)など			
	直前3年の所得税の納税証明書(その1 納税額等証明用) 《注4参照》 給与所得者の場合、納税証明書が添付できない理由書(任意書式)及び源泉徴収票の写し			
	直前3年の各事業年度の確定申告書の写し(1面)			
	直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類の写し			
10	中小企業診断士の経営診断書			
	法人 (1) 提出が必須の場合 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。(直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にプラスである場合を除く。) イ 債務超過である。(直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にマイナスである場合を除く。) 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 個人 (1) 提出が必須の場合 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 負債が資産以下で、直前3年において所得税を納付していない年がある。 イ 負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。			

No.	添付書類	新規	更新	変更
11	<p>定款又は寄附行為 原本と相違ない旨を記入し、代表者印を押印し、原本証明してください。</p> <p>法人に関する登記事項証明書(旧:商業登記簿) 《注4参照》 次に掲げる者の、『住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)]及び『登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。以下同じ。)] 《注4、注5、注6参照》</p> <p>令第14条第5項第2号二に規定する役員 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者 政令第6条の10に規定する使用人 株主又は出資者が法人の場合は法人に関する登記事項証明書(旧:商業登記簿)</p>			
	<p>次に掲げる者の、住民票の写し及び登記されていないことの証明書 《注4、注5、注6参照》</p> <p>申請者 政令第6条の10に規定する使用人 (申請者が未成年の場合)法第7条第5項第4号チに規定する法定代理人 法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p>			
12	誓約書(様式あり)			
13	<p>感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、次に掲げる書類</p> <p>当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類</p>			

注1) ...必ず添付が必要なもの

...該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

注3) 産業廃棄物処分業許可申請(新規又は変更の一部)に当たっては、事前に岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の規定に基づき、市長との協議が必要になりますので、事前にご相談ください。また、岡崎市に初めて更新又は変更申請を行う場合は、必要添付書類について事前にご相談ください。

注4) “土地、建物又は法人の登記事項証明書”、“法人税又は所得税の納税証明書”、“住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものに限る。)”及び“登記されていないことの証明書”は公的機関から発行された**原本**、かつ**発行日から概ね3カ月以内のもの**をご提出してください。

注5) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますので御注意願います。

注6) “登記されていないことの証明書”の取得方法については、東京法務局又は名古屋法務局にお尋ねください。(法務省HP <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>)

東京法務局 民事行政部後見登録課 03-5213-1360(直通)

名古屋法務局 民事行政部戸籍課 052-952-8111(代表)